

令和2年(㉔)第35号 四国電力伊方原発3号炉運転差止仮処分申立事件

債権者 山口裕子 外6名

債務者 四国電力株式会社

## 求釈明申立書

2021年3月30日

広島地方裁判所民事第4部 御中

債権者ら代理人弁護士 河 合 弘 之



同代理人弁護士 胡 田 敢



ほか

本書面では、債権者らは、以下の事項について求釈明を申し立てる。なお、以下の事項への回答は、債権者らが5月6日(木)提出期限の準備書面を作成するに当たって不可欠であり、また債務者が本件伊方原発を設置する際に想定済みで回答に時間を要しないと考えられることから、本年4月6日(火)までに回答されたい。

- 1 債権者らは、2021年2月19日付求釈明申立書の「1」において、「伊方原発の敷地沖合約8kmに位置すると債務者の主張する活断層が、単独または連動して動いた場合の、債務者が想定するマグニチュードと、震源・震源域を明らかにされたい。」との求釈明を申し立てた。

これについて、債務者は、令和3年3月15日付回答書において、債務者が該当すると考える資料の頁数を示すだけであった。

- 2 そこで、以下の事項について求釈明を申し立てる。

- (1) 債務者が回答した資料によると、伊方原発の敷地沖合約8kmに位置すると債務者の主張する活断層について、債務者の想定する最大のモーメントマグニ

チュードは8. 0、気象庁マグニチュードは8. 7（乙34・6-5-78頁「第5.5.4 (3) 表 内陸地殻内地震（断層長さ約480 km、壇ほか（2011））の断層パラメータ（不確かさ考慮②）」、乙55・64頁「不確かさ考慮②（北傾斜）by壇の手法」）であると理解するが、この理解で正しいか。

(2) この理解で正しくない場合は、債務者が正しいと考える、最大のモーメントマグニチュード、気象庁マグニチュードを明示されたい。

以上